

## 豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

### 1 審査請求内容

請求日 令和3年4月26日

審査対象 近藤郁子議員

審査事由 議員としての品位を損なうとともに、市民全体の奉仕者として信頼に欠ける行為があり、政治倫理に反する疑いがある。

### 2 審査の結果

豊明市議会議員政治倫理条例（以下、条例という）第9条第1項に規定する審査請求に適さない。

### 3 審査の経過

第1回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年6月11日（金）

- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 宮本英彦議員、副委員長 ふじえ真理子議員、委員18名（議長と被請求議員を除く）とした。
- ・今後の進め方について協議し、効率的な審査運営を図るため、審査会へ諮るたたき台をつくる小委員会の設置を決定した。
- ・傍聴及び審査会の公開について確認した。

第2回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年6月18日（金）

- ・審査会での資料の取扱いについて協議した。
- ・審査の対象となる事由について確認した。
- ・条例第10条により、審査会は被請求議員に対し必要に応じ、審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求めることとし、被請求議員から口頭又は文書による弁明の申し入れがあれば、審査会が対応することを確認した。

第3回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年7月15日（木）

- ・審査会の会議録・録音記録が情報公開請求の対象となることを確認した。
- ・審査会での資料の取扱いについて協議した。
- ・今後の審査の進め方について協議し、条例第9条第1項「審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。」の取扱いについて全委員からの発言を求めた。

第4回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年8月2日（月）

- ・条例第9条第1項「審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について

審査する。」の解釈について確認した。

- ・被請求議員及び関係人から資料の提出を要請し、事実経過の調査を行なうことを決定した。
- ・審査会の公開について関係人の同意が得られれば公開とし、同意が得られない場合は、条例第9条第5項により、次回の審査会を非公開とすることとした。採決の結果、委員長を含む3分の2以上の賛成多数で非公開とすることに決定した。

第5回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年9月3日（金）

- ・関係人から協力は得られない旨の連絡があったことを報告した。
- ・被請求議員から弁明書の提出があり、弁明書の取扱い及び今後の進め方について協議した。
- ・弁明書等の内容について、委員長が論点要約したものを資料とし、第6回の審査会で資料の説明、第7回の審査会で具体的な内容の審査を行うことを確認した。
- ・弁明書等の審査にあたり個人情報も含むため非公開とすべきとの意見があり、採決の結果、委員長を含む3分の2以上の賛成多数で非公開とすることに決定した。

第6回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年10月6日（水）

【非公開】

第7回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年11月4日（木）

【非公開】

第8回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和3年11月18日（木）

- ・これまでの審査会での意見、資料、弁明等の論点を整理し確認した。
- ・各委員に審査の継続に関し意見を求め、採決の結果、賛成多数により審査の終了を決定した。
- ・本審査請求の適否について採決した結果、賛成少数により、本審査請求は政治倫理審査会の審査に適さないと決定した。

以上により、本審査請求について、豊明市議会議員政治倫理条例第9条第12項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和3年12月7日

豊明市議会議員長 一色美智子